

2026年4月1日

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

広島市中区紙屋町二丁目1番18号
株式会社エディオン
代表取締役会長執行役員 久保允誉

株式会社エディオン(以下「当社」といいます。)は、株式会社PTN(以下「吸収合併消滅会社」といいます。)と2025年12月1日付で締結した合併契約書(以下「本合併契約」といいます。)に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社PTNを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づき、本合併に関する事後開示をいたします。

1. 本合併が効力を生じた日

2026年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過に関する事項

(1) 株主の差止請求手続の経過

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続の経過

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議手続の経過

吸収合併消滅会社は、会社法第789条の規定に従い、2026年2月25日付の官報により、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行い、書面による個別催告もいたしましたが、申述期限までに異議の申し出はありませんでした。

3. 当社における法定手続の経過に関する事項

(1) 株主の差止請求手続の経過

当社において、本合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併のため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

当社において、本合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併のため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議手続の経過

当社は、会社法第799条の規定に従い、2026年2月25日付の官報及び電子公告により、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議の申し出はありませんでした。

4. 当社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である2026年4月1日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 吸収合併の変更の登記をした日

本合併による当社の変更登記申請及び吸収合併消滅会社の解散登記申請は、2026年4月1日に行う予定です。

7. その他合併に関する重要な事項

当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本合併契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本合併を行いました。

なお、2026年2月25日付の官報及び電子公告により当社の株主に対して、本合併に関する公告を行ったところ、当社の株主から本合併に対する反対の意思の通知はありませんでした。

以 上

2026年2月20日

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社:会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社:会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

広島市中区紙屋町二丁目1番18号
株式会社エディオン
代表取締役会長執行役員 久保允誉

東京都品川区東品川一丁目2番5号
株式会社PTN
代表取締役社長 浅田 亨

株式会社エディオン(以下「吸収合併存続会社」といいます。)及び株式会社PTN(以下「吸収合併消滅会社」といいます。)は、それぞれ取締役会及び取締役の決議を経て、2025年12月1日付で合併契約書を締結し、2026年4月1日を効力発生日とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことといたしました。

本合併に関する事前開示事項(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条ならびに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項)は以下のとおりです。

なお、本合併は、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に規定する簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に規定する略式合併となります。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後も、吸収合併存続会社の収益及びキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併効力発生日以後における、吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

7. 事前開示開始日後の上記事項の変更

事前開示開始日後に、上記の事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上



合併契約書

株式会社エディオン（以下「甲」という。）及び株式会社PTN（以下「乙」という。）は、合併（以下「本件合併」という。）に関し、以下のとおり合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を存続会社、乙を消滅会社として、吸収合併する。

（当事会社の商号及び住所）

第2条 合併当事会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

吸収合併存続会社：商号	株式会社エディオン
住所	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号
吸収合併消滅会社：商号	株式会社PTN
住所	東京都品川区東品川一丁目2番5号

（効力発生日）

第3条 本件合併がその効力を生ずる日（以下「合併期日」という。）は、2026年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ、必要あるときは合併当事会社が協議して会社法第790条第1項に基づきこれを変更することができる。

（合併に際して交付する株式及びその割当て）

第4条 乙は、甲の子会社（会社法第2条第3号、会社法施行規則第3条第1項及び3項）に該当するので、本件合併に際し、合併当事者のいずれの株主に対しても株式または金銭等の対価の交付は行わない。

（資本金及び準備金など）

第5条 甲及び乙の合併による甲の資本金、資本剰余金、利益剰余金の変動については、会社計算規則第36条第2項の定めに従い、以下のとおりとする。ただし、必要あるときは甲及び乙が協議してこれを変更することができる。

- ① 資本金
増減しない。
- ② 資本準備金
増減しない。
- ③ その他資本剰余金
本件合併直前の乙の資本金の額、資本準備金の額及びその他資本剰余金の額の合計額を増加し、甲の有する乙の株式の帳簿価格並びに乙の有する自己株式の帳簿価格の合計額を減ずる。
- ④ 利益準備金
増減しない。
- ⑤ その他利益剰余金
本件合併直前の乙の利益準備金の額及びその他利益剰余金の額の合計額を増加する。

(合併承認総会)

第6条 甲は、会社法第796条第2項に基づく簡易合併により、株主総会における吸収合併承認の決議を経ることなく、本件合併をする。

2 乙は、会社法第784条第1項に基づく略式合併により、株主総会における吸収合併承認の決議を経ることなく、本件合併をする。

(会社財産の承継)

第7条 甲は、合併期日において、乙の一切の資産及び負債並びにこれらに付随する権利義務を承継する。

(会社財産についての善管注意義務)

第8条 甲及び乙は、本契約締結後、合併期日に至るまで、善良な管理者の注意義務をもって、各自の業務を遂行するものとする。

(従業員)

第9条 甲は、乙の従業員を合併期日において、甲の従業員として引き継ぐものとし、その具体的事項については合併当事会社の協議のうえ実行するものとする。

(合併契約の変更及び解除)

第10条 本契約締結の日から合併期日に至る間において、天災地変その他の事由により、合併当事会社の資産又は経営状態に重大な変更を生じたとき若しくはそれらに隠れた重大な瑕疵が発見されたときその他合併当事会社のいずれかが必要と認めるときは、合併当事会社協議の上、合併条件の全部又は一部を変更し、又は本契約の全部又は一部を解除することができる。

(協議事項)

第11条 本契約に定める事項のほか、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、合併当事会社協議のうえこれを決定する。

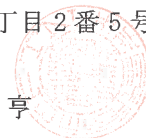
本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2025年12月1日

甲：広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号
株式会社エディオン
代表取締役 久保 允誉



乙：東京都品川区東品川一丁目2番5号
株式会社PTN
代表取締役 浅田 亨



決 算 報 告 書

第 9 期

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月 31日

株式会社 P T N

東京都品川区東品川一丁目2番5号

貸借対照表

(単位：円)

株式会社PTN

令和7年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 1,284,502,283】	【流動負債】	【 1,537,400】
現金及び預金	14,031,636	未払金	275,000
関係会社貸付金	1,270,470,647	未払法人税等	1,262,400
		負債の部計	1,537,400
		純資産の部	
		【株主資本】	【 1,282,964,883】
		[資本金]	[10,000]
		[資本剰余金]	[1,055,362,380]
		資本準備金	1,055,362,380
		[利益剰余金]	[227,592,503]
		(その他利益剰余金)	(227,592,503)
		繰越利益剰余金	227,592,503
		純資産の部計	1,282,964,883
資産の部計	1,284,502,283	負債・純資産の部計	1,284,502,283

損益計算書

(単位：円)

自 令和 6年 4月 1日

株式会社PTN

至 令和 7年 3月31日

科 目	金 額	
【販売費及び一般管理費】		385,801
営業利益		△385,801
【営業外収益】		
受取利息	2,385,812	2,385,812
経常利益		2,000,011
税引前当期純利益		2,000,011
法人税、住民税及び事業税		1,263,567
当期純利益		736,444

販売費・一般管理費内訳書

(単位：円)

自 令和 6年 4月 1日

株式会社P T N

至 令和 7年 3月31日

科 目	金 額	
租 税 公 課	10,811	
支 払 手 数 料	4,290	
支 払 報 酬	370,700	
合 計		385,801

株主資本等変動計算書

株式会社PTN

自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日

(単位：円)

株主資本		
資本金		
当期首残高		10,000
当期末残高		10,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		1,055,362,380
当期末残高		1,055,362,380
資本剰余金合計		
当期首残高		1,055,362,380
当期変動額合計		0
当期末残高		1,055,362,380
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高		226,856,059
当期変動額	当期純利益	736,444
当期末残高		227,592,503
その他利益剰余金合計		
当期首残高		226,856,059
当期変動額合計		736,444
当期末残高		227,592,503
利益剰余金合計		
当期首残高		226,856,059
当期変動額合計		736,444
当期末残高		227,592,503
株主資本合計		
当期首残高		1,282,228,439
当期変動額合計		736,444
当期末残高		1,282,964,883
純資産合計		
当期首残高		1,282,228,439
当期変動額合計		736,444
当期末残高		1,282,964,883

個 別 注 記 表

株式会社PTN

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月31日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 有価証券……該当なし
 - たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 原材料・仕掛品・製品……該当資産なし
 - 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産(リース資産除く)……該当資産なし
 - 無形固定資産(リース資産除く)……該当資産なし
 - リース資産……該当資産なし
 - 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金
 - 債権の貸倒損失に備えるために、過去の貸倒実績率による繰入率によるほか、債権の内容を検討して計上している。
 - 賞与引当金
 - 該当事項なし
 - 退職給付引当金
 - 該当事項なし
 - 収益及び費用の計上基準
 - その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - 消費税等の会計処理
 - 税込方式で計上している。
 - 会計処理の原則又は手続の変更
 - 会計方針の変更
 - 変更なし。
 - リース取引の処理方法
 - リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。
2. 貸借対照表に関する注記
 - 該当事項なし
3. 損益計算書に関する注記
 - 該当事項なし
4. 株主資本等変動計算書に関する注記
 - 発行済株式の種類及び総数に関する事項
 - 発行済株式数 普通株式 227,141株
 - 自己株式の種類及び株式数に関する事項
 - 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
 - 該当事項なし
 - 配当に関する事項
 - 配当なし
5. 1株当たり情報に関する注記
 - 1株当たりの純資産額 5,648 円 31 銭
 - 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額 3 円 24 銭
6. その他の注記
 - 該当事項なし